

議案第 17 号

小松島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

小松島市国民健康保険税条例（昭和 35 年小松島市条例第 5 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 5 年 3 月 3 日提出

小松島市長 中山 俊 雄

小松島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小松島市国民健康保険税条例（昭和35年小松島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項から第4項までの規定中「及び資産割額」を削る。

第3条第1項中「100分の8.6」を「100分の9.0」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条中「24,500円」を「26,000円」に改める。

第6条中「100分の2.4」を「100分の3.0」に改める。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第7条の2中「6,800円」を「8,000円」に改める。

第8条中「100分の2.5」を「100分の2.6」に改める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第9条の2中「9,000円」を「10,500円」に改める。

第14条第1項中「。以下「令」という。」を削る。

第24条第1項第1号ア中「17,150円」を「18,200円」に改め、同号ウ中「4,760円」を「5,600円」に改め、同号オ中「6,300円」を「7,350円」に改め、同項第2号ア中「12,250円」を「13,000円」に改め、同号ウ中「3,400円」を「4,000円」に改め、同号オ中「4,500円」を「5,250円」に改め、同項第3号ア中「4,900円」を「5,200円」に改め、同号ウ中「1,360円」を「1,600円」に改め、同号オ中「1,800円」を「2,100円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,675円」を「3,900円」に改め、同号イ中「6,125円」を「6,500円」に改め、同号ウ中「9,800円」を「10,400円」に改め、同号エ中「12,250円」を「13,000円」に改め、同項第2号ア中「1,020円」を

「1, 200円」に改め、同号イ中「1, 700円」を「2, 000円」に改め、同号ウ中「2, 720円」を「3, 200円」に改め、同号エ中「3, 400円」を「4, 000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の小松島市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。